

## 【みずほWEB帳票サービス】利用規定

### 第1条 本サービスの内容

みずほWEB帳票サービス利用規定（以下「本規定」といいます）における本サービスとは、株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます）が提供する次のサービスを総称していいます。なお、本サービスの内容は、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

- ①申込者(以下「契約者」といいます)が、「みずほWEB帳票サービス」申込書（以下「申込書」といいます）またはウェブ上の「みずほWEB帳票サービス お申込フォーム」（以下「申込フォーム」といいます）によりあらかじめ届け出た口座（以下「対象口座」といいます）および関連する取引のデータ（当座勘定照合表、普通預金明細表、為替予約取引の時価評価等）を契約者のパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます）からインターネットを介して照会できるサービス（以下「WEB帳票サービス」といいます）。
- ②契約者が「みずほWEB帳票サービス e-DocumentSafe申込書」による届出において指定した情報に、契約者の端末に、インターネットを介して、電子媒体として当行から契約者に提供し、または契約者から当行に電子媒体として提供することを可能とするサービス（以下、「e-DocumentSafeサービス」といい、e-DocumentSafeサービスを利用して当行から契約者に提供し、または契約者から当行に提供する電子媒体を以下「電子文書」といいます）。なお、e-DocumentSafeサービスを利用して提供することができる情報の範囲その他のe-DocumentSafeサービスを利用した情報提供に関する具体的な事項については、契約者ごとに当行が定めるものとし、契約者はこれに従うものとします。
- ③契約者が取引先企業から受領した紙の請求書をPDFもしくは画像データに変換した上で、インターネットを介してウェブ上にアップロードすると請求書の内容をAI-OCRで読み取り、読み取った内容をもとに振込データと会計システムで取り込み可能な仕訳データを作成するサービス（以下、「みずほデジタルアカウンティングサービス」といいます）。

### 第2条 本サービスの利用申込並びに届出及び届出内容の変更

- 利用申込の方法
  - ①本サービスのご利用にあたって、契約者は本規定および関連規定の内容を承諾の上、必要事項（本サービスにおける対象口座等。本号において同じ）を記入した申込書を当行に提出する、または、申込フォームに必要な事項を入力するとともに必要に応じて「電子印影アプリ」によりオンラインで届出印の印影を提出するものとします。
  - ②当行は、利用申込に対し承諾する場合には「WEB帳票契約番号」を記載した「登録完了通知書」を申込書または申込フォーム記載の住所、または当行届出住所（対象口座開設時の届出住所であり、登録・変更に届出印を必要とするものをいう。）に送付します。なお、契約者より申込があったとしても、当行の判断により、承諾しない場合があります。
  - ③契約者が提出する申込書、申込フォームの入力内容もしくは提出された印影または届出の記載に不備がある場合には、改めて申込書の提出もしくは申込フォームへの入力および届出印の印影の提出または届出を要するものとします。この場合、既に提出された記載に不備のある申込書、申込フォームの入力内容および提出済みの印影ならびに届出書類の返送・廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報保護を前提とし、当行の判断により行うものとします。
  - ④申込書の「届出印」欄に付された印影もしくは署名または申込フォームの入力とともに「電子印影アプリ」により提出された印影が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思を真正に表示したものととして取り扱い、偽造、変造、盗用、申込フォームの入力に誤入力、第三者によるなりすまし、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
  - ⑤申込フォームを利用した利用申込は、法人（個人事業主・任意団体を除く）の契約者のみご利用いただけるものとします。なお、「電子印影アプリ」によりオンラインで届出印の印影を提出しない場合には、当行届出住所に当行が送付する、「登録完了通知書」を受領し、本サービスのログイン画面に入力した「WEB帳票契約番号」、「ユーザID」、「ログインパスワード」（以下総称して「本人確認情報」といいます。）が、事前に当行が契約者に付与している「WEB帳票契約番号」および事前に当行が届出を受けている「ユーザID」、「ログインパスワード」と一致したことをもって、申込フォームの入力内容は本サービスに係る契約者の意思を真正に表示したものととして取り扱います。また、その場合、申込フォームの入力に、誤入力、第三者によるなりすまし、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- マスターユーザおよび一般ユーザの届出と届出内容の変更

- ①本サービスの利用申込に際しては、契約者は、本サービスの利用に關しての契約者における責任者（以下「マスターユーザ」といいます）およびマスターユーザが本人であることを確認するための「ユーザID」、「ログインパスワード」等を申込書または申込フォームにより当行に届け出るものとします。また、マスターユーザを変更する場合及びマスターユーザに関する届出内容を変更する場合は、申込書または申込フォームにより、速やかに当行に届け出るものとします。
- ②マスターユーザは、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で他の物に付与する場合には、当該付与をする相手方（以下「一般ユーザ」といいます）及び一般ユーザが本人であることを確認するための「ユーザID」、「ログインパスワード」等を、本サービスの利用申込みとは別に当行所定の方法により届け出るものとします。また、マスターユーザは、一般ユーザを変更する場合および一般ユーザに関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
- ③本サービス利用にあたり、届出と異なるログインパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ユーザID」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザID」の利用を再開するためには、パスワード再発行の手続きをとるものとし、一般ユーザのパスワードの場合は、マスターユーザが対応するものとします。

- ③ e-ビジネスサイトとの連携の申込

みずほe-ビジネスサイトの契約者で、みずほe-ビジネスサイトを經由して本サービスを利用することを希望する者は、申込書または申込フォームにより届け出るものとします。

- ④ e-DocumentSafe サービスに係る特約
  - ①契約者は、e-DocumentSafeサービスを利用して当行から契約者に提供し、または契約者から当行に提供する電子文書について、これを閲覧できるマスターユーザまたは一般ユーザを限定する必要がある場合は、当行所定の方法により当該限定の設定を行うものとします。当該設定は契約者の責任において行うものとし、当行は、当該限定が行われていないことまたは当該限定が行われていることについて一切責任を負いません。
  - ②契約者は、e-DocumentSafeサービスを利用して当行に電子文書を提供する場合、当該電子文書を契約者および当行において閲覧することができる期限（以下「終了日」といいます）を指定しなければならないものとします。当行は、e-DocumentSafeサービスを利用して契約者が当行に提供した電子文書を、契約者が指定した終了日経過後に削除します。契約者は、契約者が指定した終了日前に電子文書を閲覧できないこととする場合は、契約者において自ら電子文書を削除するものとします。
  - ③契約者は、e-DocumentSafeサービスを利用して契約者が当行より電子文書の提供を受けた場合、当該電子文書が契約者の内部における利用を目的として提供されているものであることを理解し、当行の事前の承諾無く、契約者以外の者に対して配布その他の当該電子文書の内容を開示する行為を行わないものとします。契約者が本③の規定に違反したことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
  - ④契約者がe-DocumentSafeサービスを利用して当行より提供を受けた電子文書を会計監査または国税調査における証拠その他の公的な証拠として使用する場合は、契約者は自らの責任において使用するものとします。当行は、監査法人、税務当局その他当該証拠の適否を判断する者から当該電子文書を適切な証拠と判断されることを一切保証いたしません。

- みずほデジタルアカウンティングサービスに関する特約

- ①契約者は本規定、みずほデジタルアカウンティング利用規定および関連規定の内容を承諾の上、みずほデジタルアカウンティングサービスを利用することができます。
- ②みずほデジタルアカウンティングサービスの利用申込にあたっては、マスターユーザが本サービス画面内の「みずほデジタルアカウンティングサービス お申込フォーム」（以下、「デジタルアカウンティング申込フォーム」といいます。）に当行所定の必要事項（みずほデジタルアカウンティングサービスの手数料引落口座等。以下、同じ。）を入力して行うものとします。

- なお、入力された情報に誤りその他の不備がある場合には、マスターユーザは改めてデジタルアカウンティング申込フォームに必要な事項を入力しなければならないものとします。
- ③当行が、第4条に定める方法に従い、マスターユーザ本人によって前号の入力が行われたことを確認した場合は、契約者からみずほデジタルアカウンティングサービスの利用申込の意思表示があったものとして取り扱うものとし、契約者はこの取り扱いに関して一切異議を述べないものとします。
- ④当行が契約者からのみずほデジタルアカウンティングサービスの利用申込を承諾した場合、届け出られたメールアドレス宛に「登録完了メール」を送付するものとし、当該「登録完了メール」を当行が送信した時点でみずほデジタルアカウンティングサービス利用契約が成立するものとします。なお、当行は、当行の判断により、契約者からの利用申込を承諾しない場合があります。

### 第3条 本サービスの利用

- (1) 契約者は、自己の費用、負担、責任において、本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェアなどの準備及びインターネットのアクセスの環境等の環境整備をする必要があります。
- (2) 本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 本サービスを利用する場合、当行の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を端末より入力するものとします。
- (4) 本サービスの利用手数料は無料とします。

### 第4条 本人確認の方法

- (1) 本サービス利用時の本人確認は、都度、マスターユーザまたは一般ユーザが提示する本人確認情報が、事前に当行が契約者に付与している「WEB帳票契約番号」及び事前に当行が届出を受けている「ユーザID」、「ログインパスワード」との一致を確認することでもって、本人確認を行います。
- (2) 第2条第3項に基づき、みずほe-ビジネスサイトを經由して、本サービスを利用する場合には、「みずほe-ビジネスサイト」利用規定に基づき本人確認を行い、それをもって、本サービス利用時の本人確認も行ったものとみなします。

### 第5条 「WEB帳票契約番号」「ユーザID」「ログインパスワード」の管理

- (1) 本人確認情報については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、契約者は本人確認情報を第三者に一切開示しないものとします。
- (2) 「WEB帳票契約番号」並びにマスターユーザの「ユーザID」「ログインパスワード」につき、失念、紛失した場合、または偽造、変造、盗用その他の不正使用の恐れがある場合は、マスターユーザは、パスワード再発行の手続または、当行への届け出を直ちにとるものとし、一般ユーザの場合は、マスターユーザが対応するものとします。

### 第6条 免責事項

- (1) 次の各号の事由により、本サービスの利用不能・取扱の遅延による損害については、当行は責任を負いません。
  - ①災害・事変・裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由があるとき
  - ②当行が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械及びコンピュータ等に障害が生じたとき
  - ③当行の責によらず、回線障害、電話の不通、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、回線の不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき
- (2) 当行が、本人確認情報の一致を確認し取扱いをした場合は、本人確認情報につき不正使用・盗用及び通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 契約者が提出した書面等に使用された印影（「電子印影アプリ」によりオンラインで提出された印影を含みます）を当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当行は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5) 本サービスで提供する時価評価額は契約者にとっての評価額を表示しており、この時価評価額は基準日の一時点における市場気配値に基づいて、当行所定の算式により算出される理論値です。本ご案内は新しい取引や中途解約を行うことを保証するものではありません。
- (6) 本サービスを利用したことによる損害は当行に責がある場合を除き契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当行の責に帰すべき事由がある場合の損害賠償責任は、直接の損害に限るものとします。

### 第7条 届出事項の変更等

- (1) 当行は契約者に対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス等を連絡先とします。
- (2) 届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は直ちに申込書を取引店に提出する、または、申込フォームに必要な事項を入力するとともに「電子印影アプリ」により届出印の印影を提出することにより当行に届け出るものとします。
- (3) 当行が本条1項に基づく連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

### 第8条 解約等

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は申込書によるものとします。
- (2) 前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行が解約手続を完了した場合、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面が当行が受け付けたうえ、当行が解約手続を完了した場合に生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 照会対象口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
- (4) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
  - ①次項各号に定める事由が発生した場合
  - ②前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき
- (5) 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。
  - ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産開始手続開始の申し立てがあった場合
  - ②契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
  - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④前3号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたとき当行が判断した場合
  - ⑤解散その他営業活動を休止した場合
  - ⑥本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
  - ⑦契約者が不正な取引を行ったとき当行が判断した場合
  - ⑧契約者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
  - ⑨本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
- (6) 本条の規定に基づき本サービス利用が停止された場合または本利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 第9条 反社会的勢力の排除

契約者は、次の①の各号いずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも当行は利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

①契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (i)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (ii)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (iii)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (iv)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (v)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ②契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (i)暴力的な要求行為
  - (ii)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (iv)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - (v)その他前各号に準ずる行為

### 第10条 海外からの利用について

契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情につき事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

### 第11条 サービスの停止・廃止

当行は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止、または廃止することができます。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償請求は行わないものとします。

### 第12条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、普通預金規定、当座勘定規定、「e-ビジネスサイト」利用規定その他約定書および規定を適用するものとします。

### 第13条 規定の変更等

民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

### 第14条 権利・義務の譲渡・買入の禁止

契約者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、買入その他の処分をしてはならないものとします。

### 第15条 秘密保持

契約者は、本規定に別に定める場合を除き、本サービス利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

### 第16条 有効期間

本規定の有効期間は申込日から1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

### 第17条 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上  
(2023年8月4日現在)

（当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109 または 03-5252-3772）